

ともなるので、列車対抗は貨車運用上の原則とされている。しかし列車対抗は積車として発送するための所要時間、またその積車の到着駅からさらに出貨のある駅まで回送するために要する時間等の関係で、実施困難な場合が多く、空車として回送しがちになるものである。具体的な状況により判断して極力列車対抗を本位として貨車運用をはかることが望ましい。(佐藤 章)

えいせいかんり 衛生管理 事業主が働く者の健康を保持し、健康で明朗な職場をつくって業務能率の向上をはかることを目的とした、疾病の予防や健康の保持増進をはかるための各種の施策の総称。労働基準法・結核予防法およびその他の法令の定めるところにしたがうことはいまでもない。国鉄ではつぎのような機構によって職員の衛生管理を実施している。

1 衛生管理の機構

(1) 業務組織

衛生管理業務は本社では厚生局、地方ではそれぞれの業務機関の労務・厚生をつかさどっている課でこれを行っている。

(2) 衛生管理者

職員の衛生管理を行うために労働基準法の定めるところによって、事業体ごとに主任の衛生管理者を選任するほか、職員50人以上配置してある業務機関には、医師である衛生管理医と医師でない衛生管理員とを各1人以上を選任している。

2 衛生管理の内容

(1) 主任の衛生管理者

労働基準法にいう事業体（たとえば鉄道管理局・工場・自動車事務所等）ごとに労務・厚生等の業務上の責任者をもってこれにあてることとなっており（32・3・31 現在 97 名）、その職務内容はその事業体における衛生管理の企画・立案にあたるほか所属の衛生管理者を指揮統轄して、この管理の向上と徹底をはかることである。

(2) 衛生管理者（衛生管理医および衛生管理員）

ア 選任状況

衛生管理員は職員 50 人以上の業務機関ごとに各 1 人以上を選任することとなっているが、衛生管理医は数個の業務機関を兼務しているため管理員からみると選任数は少ない（32・3・31 現在衛生管理医 484 名、衛生管理員 2,472 名）

イ 衛生管理者の職務内容

(ア) 職場巡視 衛生管理医は毎月 1 回以上、同管理員は毎週 1 回以上作業場を巡視し、設備・作業方法または衛生状態で衛生上有害のおそれのある場合には、応急処置または適当な予防の処置を行う。

(イ) 健康に異常ある者の発見および処置 疾病予防の見地から常に所属職員の健康状態に関心をもって適宜の処置を行う。

(ウ) 労働環境衛生に関する調査 各職場における労働環境の良否はただちに従事員の健康と能率とに影響するので、常に管理者はつぎの点について注意している。

a 職場の温度と湿度および気流 b 採光と照明 c 有害光線と有害放射線 d 騒音と振動 e 気圧 f 作業に付随して発生する粉じん・ガス・蒸気等 g 換気

(エ) 作業条件・施設等の衛生上の改善 衛生上改善を要する作業環境の改善促進をはかる。

(オ) 衛生用保護具・救急用具等の点検および整備 各職場に配置してあるこれら器具の整備につとめる。

(カ) 衛生教育・健康相談・その他職員の健康保持のために必要な事項。

(キ) 職員の負傷および疾病、それによる死亡、欠勤および移動に関する統計の作成。

(ク) 衛生日誌の記載等職務上の記録の整備。

(ケ) その他衛生に関する事項 疾病予防に重点をおいた諸種の事項、たとえば定期健康診断の実施、予防接種、各職場の汚染箇所の殺菌消毒、職場救護、飲料水の消毒等を実施する。

以上のような職員に対する衛生管理を実施しているほか、国鉄はその業務の性質上、つぎにかかえるような旅客・公衆に対する衛生上の各種の施策を行っている。

1 防疫・消毒

(1) 車両・駅舎の清掃・消毒 (2) 旅客用飲料水の消毒

2 旅客用飲食物の食品衛生監査

(1) 一般駅構内販売の飲食物の検査およびそれら従事員の健康診断 (2) 列車食堂の衛生監査

3 旅客救護

旅客救護用の薬品・衛生材料の整備 (松村 孝)

えいせいしけんしつ 衛生試験室 鉄道衛生に関する調査・研究を行う機関であって、札幌・仙台・新潟・東京・名古屋・大阪・四国・広島・門司の 9 鉄道管理局保健課に設置されており、細菌学および化学の技術者によって構成され、つぎのような事項について調査研究している。

1 旅客用飲食物および列車食堂の衛生監査

2 各職場・隧道・その他の空気・温度・採光・照明・換気・有害光線・有害放射線その他衛生上有害と認められる事項の調査試験

3 飲料水・鉱泉・飲食物・食器に関する試験・検査

4 汚水および工場廃水に関する試験

5 病原菌その他伝染病原菌に関する検査・試験

6 その他鉄道衛生に関する理化学的・医・細菌学的検査および試験。(松村 孝)

えいぜんし 営繕士 建築区・保線区におかれる職で、担当区域を指定された場合は担当区域内の建物の保守にあたり、業務の内容は建築分区分長とほとんど変りがない。このようなものを普通「保守担当営繕士」と呼んでいる。保守担当を指定されていないものは、区内の建物の工事施行の設計および請負工事の監督にあたる。これを普通「工事監督営繕士」と呼んでいる。

(加藤誠次郎)

えいりん 営林 (英) forestry, management of forest 林政上の用語。森林を経営しこれを保護・管理すること。したがって森林に対する施業計画をたて、育林上の各種の施業の実行に当たるとともにこれを保護管理することである。最近用語のもつ性格から制度上の営林局・営林署・営林課・営林士等と利用されるようになり、国鉄では育林作業を営林作業といい、その作業を営林というように慣用されている。(高村義次)

えいりんこうしゅ 営林工手 保線区におかれる職で営林工手長の指揮をうけて、鉄道林および付帯用地の保守作業ならびに鉄道林の工事施行作業に従事するものである。(加藤誠次郎)

えいりんこうしゅちよう 営林工手長 保線区におかれる職で営林士の指揮をうけ営林工手を指導して、鉄道林および付帯用地の保守作業、および鉄道林の工事施行作業に従事するものである。このような職務を遂行するために、営林工手長は常に担当の鉄道林を巡回して、障害の有無を確かめるとともに、営林工手に対し適切な作業の指導を行わなければならない。

(加藤誠次郎)

えいりんし 営林士 保線区におかれる職で保線区長の指揮をうけて、鉄道林および付帯用地の保守ならびに鉄道林の施工の作業計画をたて、営林工手長・営林工手を指導してこれらの作業の遂行にあたるものである。(加藤誠次郎)